



Handwritten notes: a circle containing 'ハク' and a signature 'ヨシムサシ' with a double underline.

平成 30 年 5 月 23 日

栗東市議会議長
小竹 庸介 様

要望書第 24 号

持参

要望者

住 所 東京都港区六本木 1-8-7
MFPR六本木麻布台ビル4階

氏 名 日本ヴィクトリック株式会社

代表者名



ヤマト運輸配送施設建設に関する要望書

要望の要旨

別紙のとおり

要望の理由

別紙のとおり

要 請 書

平成30年5月14日

(被通知人)

〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市議会議長 小竹 庸介 殿

(通知人) 日本ヴィクトリック株式会社

〒105-0003

東京都港区西新橋1-20-10

西新橋エクセルビル6階 あたん法律事務所

電 話 03-5157-5505

FAX 03-5157-5506

上記通知人代理人

弁護士 佐々木 惣 一

弁護士 木 村 克 彦

弁護士 青 木 洋 介

前略 当職らは、日本ヴィクトリック株式会社（以下、「通知会社」といいます。）より委任を受けた代理人弁護士ですが、以下のとおり要請いたします。

1. 配送施設建設による弊害

通知会社は、滋賀県栗東市霊仙寺3-14-63の土地を所有し、同土地にて工場（滋賀工場）を稼働している法人です。

今般、ヤマト運輸株式会社（以下、「ヤマト」といいます。担当：滋賀主管支店営業企画課課長澁谷将広氏及び係長後藤尚久氏）は、上記土地の隣地（所在：滋賀県栗東市霊仙寺三丁目250番及び250番の2）の土地（以下、「本件土地」といいます。）にて、中島利行氏（以下、「中島氏」といいます。）が配送施設を建設され、それを賃借・操業されるとお聞きしております。当該建設の結果、必然的に、ヤマトの多数のトラックが、年中無休、早朝から深夜まで行き来することになるかと存じます。

しかしながら、本件土地は、配送施設を操業するに足る面積及び形状を備えておりません。本件土地が、本件土地から同土地に接した道路（片側一車線の狭い幅の道路）との接地部分の幅は大よそ2.0m強にすぎず、多数のトラックが出入りするのに対応するには十分な確保があ

りません。また、施設建物を建設した残り部分で、多数のトラックが転回できる場所を確保できるかも、大いに疑問です。

さらに、そのような狭い幅の出入り口を通過して多数のトラックが道路から右折・左折して本件土地に進入することになります。その際に、当該道路の歩行者の安全が脅かされます。隣地の工場に向かう通知会社の従業員も同様の危険にさらされることとなります。会社としては自社従業員の安全を守るため、このような危険の原因を取り除く必要があります。さらに、本件土地は、その付近に小学校が存在し児童が往来するため、特に交通の安全に配慮すべき地域です。児童のようないわゆる交通弱者はじめ、付近住民を危険にさらすことは、通知会社としては企業の社会的使命に照らし看過できません。

そもそも、多数のトラックが頻繁に出入りすることによって生じる騒音・振動等環境面における対策は十分に講じられているのでしょうか。特に、通知会社の滋賀工場では製品組み立て作業を中心に稼働しており、作業に集中できる環境が必要ですが、騒音・振動により当該工場の作業に重大な障害を生じるのは自明です。本件土地付近でヤマト従業員用の駐車場を確保するのは困難ですが、これにより必然的に生じるヤマト従業員による路上駐車の問題について対策を講じられているのでしょうか。大いに疑問です。

以上のとおり、本件土地上において配送施設を設置することによる生じる弊害が甚大であることはご理解いただけると存じます。

2. 御議会に対する申し入れ等

御議会に置かれましても、配送施設の建設許可について慎重にご判断いただきますよう、審議をはじめ適切かつ十分なお対応をお願いします。

なお、本件土地が市街化調整区域であり、「長年」建物が建てられなかったにもかかわらず、「突如」として、本件土地上に「敢えて」建築されることを「敢えて」許すことに至った経緯について、特に中島氏が元栗東市税務課長、現在も嘱託職員である事実を照らし、何かしら影響しているのではないかと疑いを持っております。この点について、行政の公平中立及び倫理上の観点から適切な措置と考えられるのでしょうか。

また、万が一、都市計画法施行規則第60条に規定する証明（いわゆる開発許可等不要証明を口実としてこのまま配送施設の建設の計画が進むことになった場合も、必要な法的措置を検討せざるを得ません。

以上の次第でございますので、御議会をはじめ栗東市におかれましては適切かつ十分なお対応をいただきたく、お願い申し上げます。

草々

差出人 〒105-0003

東京都港区西新橋1-20-10西新橋エクセルビル6階あだん法律事務所
弁護士佐々木惣一 弁護士木村克彦 弁護士青木洋介

受取人 〒520-3088

滋賀県栗東市安養寺1丁目13番33号

栗東市議会議長 小竹庸介殿

郵便認証司

30. 5. 14

この郵便物は平成30年5月14日
第12464937785号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2018051418040000200000号

2 / 2頁

新 東 京

30. 5. 14

18-24